



学生扶養世帯支援給付金

新型コロナウイルス感染症感染拡大により、経済活動の影響を受けている大学などに在籍する学生の修学を支援するため、学生の扶養者に対して給付金を支給します。

詳しくは広報ひかわ7月号(No.177)の折込みチラシ、または町のHPをご確認ください。

- ◆**対象者** 令和2年4月27日現在で氷川町に住所を有し、学校教育法に基づく大学などに通う学生を扶養する人(扶養者がいない場合は学生)※所得制限はありません。
- ◆**対象学校** 大学、大学院、短期大学、専門学校、高等専門学校(4年・5年次および専攻科)ほか
- ◆**給付額** 学生1人につき50,000円 ◆**受付期間** 9月30日(水)まで

【お問い合わせ先】 学校教育課 学校教育係 ☎0965-52-5859

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

小学校などの臨時休校に伴い、子どもの世話をを行うために仕事ができなくなった保護者や、有給休暇を取得させた事業主に対して助成金が支払われます。

①事業主への助成金

臨時休校に伴い、子どもの世話が必要となった労働者に、有給休暇を取得させた事業主
上限額:1日当たり15,000円

②委託を受けて個人で仕事をする保護者への支援金

臨時休校に伴い、子どもの世話をを行うために契約した仕事ができなかった、個人で仕事をする保護者
上限額:1日当たり7,500円

- ◆**対象者** 親権者、未成年後見人、里親、祖父母であって、子どもを監護する保護者(一時的も含む)
- ◆**対象期間** 令和2年2月27日(木)～9月30日(水)
- ◆**受付期間** 12月28日(月)まで
- ◆**提出先** 〒135-0042 東京都江東区木場2-7-23 第一ビル1F



【お問い合わせ先】 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に伴うイベント中止

イベント名	予定していた日時	お問い合わせ先
夏休み親子の料理教室	8月 7日(金)	氷川町食生活改善推進員協議会事務局(町民課) ☎0965-52-7154
地蔵まつり・花火大会	8月23日(日)・24日(月)	地域振興課 地域振興係 ☎0965-62-2315
敬老会	9月20日(日)	福祉課 福祉係 ☎0965-52-5852
氷川町梨マラソン大会	9月22日(火)	地域振興課 地域振興係 ☎0965-62-2315
男性の料理教室	9月25日(金)	氷川町食生活改善推進員協議会事務局(町民課) ☎0965-52-7154

町のほか、熊本県や国による支援も随時発表されています。
詳しくは、各ホームページをご確認ください。



氷川町 HP



熊本県 HP



国(内閣官房) HP

お済みですか?特別定額給付金申請

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、おひとりにつき10万円給付される「特別定額給付金」の申請はお済みですか?申請期限を過ぎると給付金を受け取ることができませんので、お早めに申請をお願いします。

申請期限 令和2年8月18日(火)

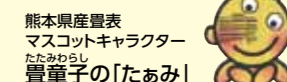
- ◆**給付対象** 基準日(令和2年4月27日)時点で氷川町に住民登録がある人
※受給権者は、その世帯の世帯主となります。
- ◆**申請書** まだ申請がお済みでない世帯には、7月6日(月)に各世帯宛てに再度発送しています。
もし、届いていない場合は、すぐに総務課 行政係へお問い合わせください。
- ◆**申請方法** 申請書に同封している記入例、または広報ひかわ6月号(No.176)をご確認ください。
世帯主以外の方が代理申請(受給)をする場合は、代理人の本人確認書類も必要となります。

【お問い合わせ先】 総務課 ☎0965-52-7111

氷川町新型コロナウイルス感染症対策置表張替助成事業

新型コロナウイルス感染症の影響によるイ草農家への支援および氷川町産置表消費拡大を推進するため、置表張替助成事業の助成金を増額します。詳しくは今月の広報ひかわ(No.178)の折込みチラシをご覧ください。

- ◆**助成額** (これまで)置表張替代「1枚あたり1,500円助成」→「置表張替に係る対象経費(税抜)の半額を助成」
※古置処分料、置床代などは対象外。
- ◆**募集数** 2,000置 ※募集数に届き次第、終了します。
- ◆**申請期限** 令和3年3月31日(水)まで



【お問い合わせ先】 農業振興課 農産係 ☎0965-52-5854

ひとり親世帯への臨時特別給付金

- 1. 基本給付金**
 - ◆**対象者**
 - ①令和2年6月分の児童扶養手当受給者
 - ②公的年金などを受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響により収入が児童扶養手当受給者と同じ水準の人
 - ◆**給付額** 1世帯50,000円、
第2子以降1人につき30,000円
- 2. 追加給付金**
 - ◆**対象者** 基本給付金対象の①または②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した人
- ◆**給付額** 1世帯50,000円
- 3. 手続き**
 - ◆**基本給付金の①の人**
 - 基本給付は申請不要です。児童扶養手当を支給している口座に振り込まれます。
 - 追加給付は、現況確認時(8月)にあわせて収入が減少している旨の申請が必要です。
 - ◆**基本給付金の②、③の人**
 - 基本給付・追加給付ともに申請が必要です。福祉課 子育て支援係または宮原振興局 地域振興課で申請書をお渡します。

【お問い合わせ先】 福祉課 子育て支援係 ☎0965-52-5852